事務連絡

令和４年６月

借受者及び再貸付団体　各位

公益財団法人畜産近代化リース協会

畜産事業部

再貸付手数料の交付手順について

　令和４年4月以降の貸付けにおいて、再貸付け又は再々貸付けに係る事務等に要する経費について、借受者及び再貸付団体（以下「借受者等」という。）に対し、再貸付手数料（貸付機械施設1基当たり9,200円（消費税を含む。）以内）を交付することといたしました【資料１　「畜産関係施設貸付事業再貸付手数料交付要領」参照】。

　再貸付手数料の交付手順については、下記のとおりですので、よろしくお取り計らい願います。

記

１　「再貸付手数料の振込口座を記した書類」を貸付申請の際に提出

　　貸付申請書の添付書類として、借受者等に係る「再貸付手数料の振込口座を記した書類【資料２　「参考様式」参照】」を提出していただきます。

　　なお、振込口座に変更がないときは、再度、提出していただく必要はありません。

２　再貸付手数料の交付時期

　　貸付開始後、第1回目の貸付料等（保険料を含む。）の納入期限月（９月又は３月）の月末までに貸付料等の納入があった場合、その翌月（10月又は４月）末までに交付いたします。

　　再貸付手数料の交付（振込）日については、**10月又は４月末日（土日の場合は前営業日）**となります。

　　　【例】

　　　　　4～9月までの貸付けの場合＝10月末日（土日の場合は前営業日）に振込

　　　　　10～3月までの貸付けの場合＝4月末日（土日の場合は前営業日）に振込

３　その他

　①　借受者等が、畜産関係施設貸付事業に係る規程又は貸付契約書（再貸付契約書、再々貸付契約書を含む。）に違反したときは、手数料の交付を留保し、又は交付しないことがあります。

②　借受者等は、貸付施設の解約その他の理由により貸付契約が失効した場合であっても、すでに交付された手数料の返還を要しないものとします。

資料１

畜産関係施設貸付事業再貸付手数料交付要領

|  |  |
| --- | --- |
| 制定： | 令和 4年 2月 7日 |

第１　再貸付手数料

　　公益財団法人畜産近代化リース協会（以下「協会」という。）は、借受者及び再貸付団体（以下「借受者等」という。）に対して、畜産関係施設貸付事業における再貸付け又は再々貸付けに関する事務等に要する以下の経費について、再貸付手数料（以下「手数料」という。）を交付するものとする。

　(1)　貸付申請書の作成指導、貸付契約関係書類の経由、必要となった照会・調査に係る連絡等の貸付契約の締結に至るまでの事務

　(2)　「借受証・検収調書」等の作成指導

 (3)　貸付料、保険料、譲渡価額等を徴収し、協会の口座へ振り込む事務

(4)　貸付契約の変更又は解約に係る事務

 (5)　動産総合保険及び信用保険に係る事故時の事務

 (6)　前各号に掲げるもののほか、借受者の全ての債務が履行される時まで、リースの円滑な実施に関し必要となった事務

第２　手数料の額及び交付

１　手数料の額は、貸付機械施設1基当たり9,200円（消費税 836円（消費税率10％）を含む。）以内とする。

２　手数料の交付は、貸付契約に基づいて第1回目の貸付料等（「借受者が負担すべき保険料を含む。」以下同じ）の納入期限月（９月又は３月）の月末までに貸付料等の納入があった場合、その翌月末までに交付するものとする。

３　前項の貸付料等の納入が遅延した場合（貸付料等の納入の猶予等を含む。）は、実際に当該貸付料等が納入された日を基準として、前項の規定を適用する。

第３ その他

１　借受者等が、畜産関係施設貸付事業に係る規程又は貸付契約書（再貸付契約書、再々貸付契約書を含む。）に違反したときは、手数料の交付を留保し、又は交付しないことがある。

２　借受者等は、貸付施設の解約その他の理由により貸付契約が失効した場合であっても、すでに交付された手数料の返還を要しないものとする。

附 則

　この要領は、決裁日（令和４年２月７日）から実施し、令和４年４月１日以降に貸付けの実行が行われる貸付契約に係る貸付けから適用する。

資料２

（参考様式）

公益財団法人畜産近代化リース協会　畜産関係施設貸付事業

◎　再貸付手数料の振込口座を記した書類 （貸付申請書添付書類）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 農協等の名称（再々貸付けの場合、再貸付団体（単協）についても記載してください。） | 農協等の担当者名及び連絡先等 | 振　込　口　座 | ｲﾝﾎﾞｲｽ制度に係る適格請求書発行事業者の登録番号 |
| 銀行名（金融機関コード） | 支店名（支店番号） | 預金種別 | （　ふりがな　）口座名 | 口座番号 |
|  | 担当者名：所属：電話番号：ﾒｰﾙｱﾄﾞﾚｽ： |  |  |  | （　　　　　　　　） |  |  |
|  | 担当者名：所属：電話番号：ﾒｰﾙｱﾄﾞﾚｽ： |  |  |  | （　　　　　　　　） |  |  |
|  | 担当者名：所属：電話番号：ﾒｰﾙｱﾄﾞﾚｽ： |  |  |  | （　　　　　　　　） |  |  |

**※　振込口座に変更がないときは、再度、提出していただく必要はありません。**